

特定非営利活動法人パルシック定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人パルシックといい、英文名を PARC Inter-peoples' Cooperation、略称 PARCIC という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、地球上の人と人が相互に助け合う「民際協力」を通じて、紛争、貧困、環境問題の解決に寄与することをめざす。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 以上の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 貧困、紛争、環境問題の解決に寄与する民際協力事業
- (2) 問題の所在、要因を発見し、解決方法を探る調査活動
- (3) 相互理解を促進する交流、講座、情報発信、出版事業
- (4) 対等な関係に基づき、それを発展させるフェアトレードとしての貿易事業
- (5) 環境の保全、人権の擁護、平和の推進を図る提言、アドボカシー活動
- (6) 各号に付帯する一切の事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人
- (2) 贊助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければなら

ない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の1に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の1に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。
この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上、20人以下
 - (2) 監事 1人以上、4人以下
- 2 理事のうち、1名以上を代表理事とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合にはこれを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。また理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 棚欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決によりこれを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会をあたえなければならない。

第4章 会議

(種別)

第18条 この法人の会議は、総会、理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及び合併

(3) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(4) 事業報告及び活動計算書の報告

(5) 役員の選任又は解任

(6) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(3) 監事が第14条第3項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第 22 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の 5 分の 1 以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 26 条 会員または理事の動議によって議決事項を提案することができる。

2 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合についてあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

(6) 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人 2 名が、記名押印又は署名しなければならない。

(総会での表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として表決を書面または電磁的方法をもって委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 24 条、第 25 条及び第 26 条の規定の適用については出席したものとみなす。

(理事会の構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第 29 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

第 5 章 資産

(構成)

第 30 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

第 6 章 会計

(会計の原則)

第 31 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

(会計区分)

第 32 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 34 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに理事会が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 37 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の半数以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 38 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功的不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の半数以上の承諾を得なければならぬ。

ればならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第40条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の過半数以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第42条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

第10章 雜則

(細則)

第43条 この定款の施行について必要な細則は、理事会がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の役員の任期は、第20条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2003年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第37条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2003年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第9条、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる金額とする。また、設立当初の入会金はなしとする。

(1) 正会員 年会費 12000円

ただし、次の特別会員を設ける。

学生会員 8000円

夫婦会員 18000円

親子会員 18000円

(2) 協力会員 12000円

(3) 賛助会員 年間一口2万円以上

別表 設立当初の役員

代表理事 井上禮子

代表理事 中村尚司

代表理事 村井吉敬

理事 石田伸子

理事 村井(内海)愛子

理事 大江正章

理事 菅孝行

理事 神田浩史

理事 佐伯奈津子

理事 長瀬理英

理事 山岸禎一

理事 山崎俊二

監事 門川淑子

監事 山岸素子

附則

1. この定款は、平成 20 年 10 月 14 日から施行する。
2. この規則の一部を変更し、2017 年 6 月 11 日から実施する。
3. この規則の一部を変更し、2022 年 9 月 6 日から実施する。
4. この規則の一部を変更し、2023 年 8 月 17 日から実施する。
5. この規則の一部を変更し、2025 年 11 月 25 日から実施する。